国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和____年分】

整理番号	

【令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

住　所				フリガナ 氏　　名	
電話番号 （連絡先）		職業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区　分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合 （所法60条の２）	□ 有 □ 無	□ 国外転出の日	___年___月___日	・___年___月___日 ～___年___月___日 ・___年___月___日 ～___年___月___日
		□ 国外転出の予定日 （国外転出の予定日から起算して3月前の日）	___年___月___日 （___年___月___日）	
□ 贈与、相続又は遺贈の場合（所法60条の３）	□ 有 □ 無	□ 贈与の日	___年___月___日	
		□ 相続開始の日	___年___月___日	

2　譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区　分	氏　名	住所（又は居所）
□ 受贈者 □ 相続人・受遺者		
□ 受贈者 □ 相続人・受遺者		

3　譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分			①　収入金額 （差金等決済に係る利益又は損失の額）	②　取得費	差引金額（①－②）
総合課税	事業所得（営業等）		円	円	円
	雑所得				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

（注）　所得税法第60条の２第１項から第３項まで又は第60条の３第１項から第３項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「３」及び「４」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
　なお、所得税法第137条の２第１項又は第137条の３第１項若しくは第２項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「３」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4　確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分			①　収入金額 （差金等決済に係る利益又は損失の額）	②　取得費	差引金額（①－②）
総合課税	事業所得（営業等）		円	円	円
	雑所得				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

（注）　所得税法第137条の２第１項又は第137条の３第１項若しくは第２項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「４」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

５　贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

氏名（贈与者）	
氏名（受贈者）	

種　類	銘柄等	数　量	所　在	価額等（収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び減額又は取消の有無
①　非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・　・	総合（事・雑・譲（長・短）） 分離（一般・上場・先物）	
						・　・	総合（事・雑・譲（長・短）） 分離（一般・上場・先物）	
						・　・	総合（事・雑・譲（長・短）） 分離（一般・上場・先物）	
						・　・	総合（事・雑・譲（長・短）） 分離（一般・上場・先物）	
						・　・	総合（事・雑・譲（長・短）） 分離（一般・上場・先物）	
②　非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）								
						・　・	総合（事・雑・譲（長・短）） 分離（一般・上場・先物）	移転等の日（　・　・　） 減額・取消
						・　・	総合（事・雑・譲（長・短）） 分離（一般・上場・先物）	移転等の日（　・　・　） 減額・取消
						・　・	総合（事・雑・譲（長・短）） 分離（一般・上場・先物）	移転等の日（　・　・　） 減額・取消
③　非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・　・		
						・　・		
						・　・		
計				Ⓐ				

（注１）　課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「３」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の３第１項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

（注２）　②の対象資産について、所得税法第60条の３第10項の規定において準用する同条第８項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合のⒶの金額は、その適用前の金額により計算します。

（注３）　課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の３第10項の規定において準用する同条第８項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「４」に記載します。なお、所得税法第60条の３第６項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

（注４）　③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「３」及び「４」のいずれにも記載しません。

《１億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額（「５のⒶ」＋「６のⒷ」）	Ⓒ	※　Ⓒ≧１億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が５年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の３）」の適用があります。

６　贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「５」以外のもの）

氏名（贈与者）	

種 類	銘柄等	数 量	所　在	価額等
				円
計				Ⓑ

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

１　使用目的

この明細書は、所得税法第60条の２第１項から第３項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の３第１項から第３項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

２　記載要領等

⑴　**「１　国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」**の「国外転出等の日（又は国外転出の予定日）」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出（所得税法第60条の２第１項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。）の日、贈与の日又は相続開始の日（以下、これらを「国外転出等の日」といいます。）を記載します。なお、納税管理人の届出（国税通則法第117条第２項の規定による納税管理人の届出をいいます。）をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格（外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学など）で在留していた期間その他一定の期間は含みません。

⑵　**「２　譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）」**は、所得税法第60条の３第１項から第３項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の２第１項に規定する有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）、同条第２項に規定する未決済信用取引等（以下「未決済信用取引等」といいます。）又は同条第３項に規定する未決済デリバティブ取引（以下「未決済デリバティブ取引」といいます。）（以下、これらを「対象資産」といいます。）の移転を受けた非居住者である受贈者又は相続人等（相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。）の別に応じてチェック（相続人又は受遺者の別は○で囲みます。）するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）を記載してください。

（注）　住所（又は居所）は、外国の住所（又は居所）を記載してください。

⑶　**「３　譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」**には、「５　国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「６」及び「７」以外のもの）」、「５　贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の①又は「５　相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の①に記載した対象資産に係る下記⑸チに従い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

⑷　**「４　確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」**には、「６　国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「７」を除く。））」、「５　贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の②又は「５　相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の②に記載した対象資産に係る下記⑸チに従い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の２第６項又は第60条の３第６項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）については、記載しません。

また、所得税法第60条の２第９項において準用する同条第８項又は第60条の３第10項の規定において準用する同条第８項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用後の金額（「価額等（収入金額）」欄においてかっこ書により記載した金額）の合計額を記載します。

⑸ **「５　国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「６」及び「７」以外のもの）」**は、「６」及び「７」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ　「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

（例）　「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ　「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

（例）　「○○建設」、「個人向け国債（固定５年）第○回」、「○○ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ　「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ　「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ　「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時における有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時において未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の２第１項第２号、同条第２項第２号又は同条第３項第２号の規定により、国外転出の予定日から起算して３月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ　「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト　「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ　「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

⑹ **「６　国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「７」を除く。））」**は、対象資産が譲渡若しくは決済又は贈与などにより移転（以下「移転等」といいます。）し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑸に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ　「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の２第９項において準用する同条第８項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこ書で記載します。

例えば、国外転出の時にＡ社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにＡ社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の２第９項において準用する同条第８項の規定の適用がある場合は、「５　国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「６」及び「７」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：Ａ社、数量：600株、所在：○○、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：○○円、取得等年月日：○・○・○、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「６　国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「７」を除く。））」には、「種類：株式、銘柄等：Ａ社、数量：400株、所在：○○、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：○○円、取得等年月日：○・○・○、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日○・○・○、減額」と記載等します。

ロ　「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

なお、所得税法第60条の２第９項において準用する同条第８項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第６項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

⑺　**「７　国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」**は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記⑸に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「３　譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「４　確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

⑻　**「５　贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」**及び**「６　贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「５」以外のもの）」**は、上記⑸から⑺までに準じて記載します。

なお、「５　贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

⑼　**「５　相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」**及び**「６　相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「５」以外のもの）」**は、上記⑸から⑺までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を記載します。

また、「５　相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

（注）　所得税法第151条の５第１項から第３項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「※　所得税法第151条の５（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第 904 条の２（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第 151 条の６第１項第１号
民法第 787 条（認知の訴え）又は第 892 条から第 894 条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第 884 条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第 919 条第２項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第 151 条の６第１項第２号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第 151 条の６第１項第３号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第 151 条の６第１項第４号 （所令第 273 条の２第１号）
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第 151 条の６第１項第４号 （所令第 273 条の２第２号）